

平成 21 年 7 月 29 日

金融庁総務企画局企業開示課 御中

全国銀行協会

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部
を改正する内閣府令（案）」等に対する意見について

今般、標記内閣府令（案）に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 企業内容等の開示に関する内閣府令 第二号様式等の「主要な経営指標等の推移」について

国際会計基準（IFRS）適用会社の「主要な経営指標等の推移」については、連結財務諸表と平仄を合わせて最近 2 連結会計年度の開示とするか、当該指標等の推移における遡及処理の取扱いについて、経理の状況と平仄を合わせる等していただきたい。

（理由）

今回の改正案では、IFRS により連結財務諸表を作成した場合、IFRS に相当する指標等で最近 5 連結会計年度に係る「主要な経営指標等の推移」を記載することが求められているが、経理の状況における連結財務諸表等では、最近 2 連結会計年度の開示が求められている。

会計方針の変更・誤謬の訂正等を行った場合には、遡及処理を実施する必要があるが、通常であれば、経理の状況に表示されている最近 2 連結会計年度について遡及処理を実施し、監査法人による監査を受ける。

この場合、「主要な経営指標等の推移」について、最近 5 連結会計年度について遡及処理する必要があるとも考えられる一方で、会計監査を受けていない過去の計数を記載するのも不適切と考えられるため、IFRS 適用会社の「主要な経営指標等の推移」については、連結財務諸表と平仄を合わせて最近 2 連結会計年度の開示とするか、当該指標等の推移における遡及処理の取扱いについて、経理の状況と平仄を合わせる等していただきたい。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令 第五号様式の「経理の状況」について

今回の有価証券報告書（第三号様式）および四半期報告書（第四号の三様式）については、IFRS 適用初年度の取扱いが記載されているが、半期報告書（第五号様式）には、当該取扱いが記載されていない。特定事業会社の第2四半期報告書の経理の状況は、半期報告書に準拠することとなっているが、特定事業会社の第2四半期報告書も、第1・第3四半期報告書と同様の取扱いとなると考えてよいか。

以 上